様式第３号（第７条関係）

認定しない旨の通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

下記の長期優良住宅建築等計画等の申請については、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項の規定による認定をしないこととしたので、出雲市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第７条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内）に、出雲市（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

１　長期優良住宅建築等計画等の申請年月日

２　長期優良住宅建築等計画等の申請者の住所

３　長期優良住宅建築等計画等の申請に係る住宅の位置

４　理由